

大阪市立晴明丘小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針の重点事項

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、めざす子ども像「自主性と協調性があり、自律できる子ども」の育成のために「大阪市立晴明丘小学校『いじめ防止基本方針』」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針の重点事項として、以下の3点をあげる。

- ① 晴明丘小学校の子どもを全教職員で指導し、育てていくという共通の基盤で取り組み、いじめを絶対に許さない学校の文化づくりを推進する。
- ② いじめに関する研修、アンケートを基にした共通理解、職員会議時等の情報交換を密にすることによって、未然防止・早期発見に取り組む。
- ③ 子どもの生活実態の理解や情報を共有することによって学校協議会・PTA・保護者との連携を図る。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行なう。

(1) 授業改善について

- ① 望ましい人間関係づくりを基盤とする学級経営に努め、学習規律の確立や配慮を要する児童には課題となる内容を把握し、個人指導や少人数指導の効果的な取り組みを推進する。
- ② 授業研究会を実施し、児童の課題把握や学習内容の理解・定着の効果的な方策を研究することによって「わかる授業」づくりに努める。
- ③ 指導力向上のために講師を校内研修会、校外の研修会の伝達、自主研修会等を実施し、指導力の向上に努める。

(2) 自己有用感を高める方策について

- ① 子ども一人一人が活躍できるように学級活動の話合い活動、集会活動、係活動等を通して、認め合い、自己有用感を高める学級づくりを行う。
- ② 児童会活動で異年齢集団活動を計画的に実施し、互いを尊重するとともに、優れた活動を賞賛することによって自信をもたせ、自己肯定感に繋がる取り組みを推進する。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 教員研修会を実施し理解を深め、学級活動を中心とした学級経営を進めることによって、学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し諸問題を話し合つて解決しようとする生活態度を育てる。
- ② 学級活動の性に関する指導や道徳教育の内容項目の2と3の視点をポイントにして指導し、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感できる取り組みを推進する。
- ③ 「いじめ」に関する指導の手引き等の活用によって、いじめられている児童の心の痛みを自らの痛みとして受けとめ、「傍観者」もいじめに加担していることを認識させる。
- ④ 情報教育の学習時に情報モラルが身に付くよう指導し、インターネットや携帯電話を利用したいじめは重大な人権侵害であり、不適切なサイトの書き込み等の注意についても認識させる。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 朝の会等での身体状況や行動について児童観察を丁寧に行い、職員会議時等、情報の共有化を定期的に行い、早期発見できる体制づくりを行う。
- ② 児童の様子の急激な変化や問題行動についての記録を作成しておく。
- ③ いじめのアンケート調査により気付いたことについて当該児童と話し合い、解決の取り組みを行う。
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家を活用し教育相談体制を整備するとともに、「24時間いじめ相談ダイアル」など電話相談体制についても整備する。
- ⑤ いじめ相談窓口等の外部機関があることを地域・保護者に周知し、より多くの人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進する。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を把握したらすぐに情報を管理職に報告し、いじめ防止対策委員会を招集する。
- ② いじめ防止対策委員会や職員会議時の情報交換の場で詳しい報告をもとに情報の共有化を図り、教職員が連携していじめ行為の事実関係を速やかに調査する。その際、学校側に不都合なことがあっても事実にしっかりと向き合う姿勢をもつ。
- ③ 個人情報やプライバシーには十分留意し被害児童の自尊感情を保持できるように対応していく。被害児童と保護者の不安を取り除き落ち着いた環境で生活できるように配慮し問題の解決に努める。加害児童からも事実の聴取を行うとともに適切な指導を行い、教職員が連携していじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ④ いじめの状況に応じて、心理や福祉の専門家、警察等の専門家の協力を得て解決を図る。
- ⑤ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ⑥ ネット上のいじめに対して、大阪の子どもを守るサイバーネットワーク等の活用を図り児童を守るようにする。ネット上の不適切な書き込みは、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。生命に重大な被害が生じるときは、警察に援助を求める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① いじめ問題への対応と未然防止のための組織として、いじめ防止対策委員会を設置する。ただし、事案発生の際には、全教職員参加の委員会に再構成する。
- ② 構成員としては、校長、教頭、教務主任、生活指導部長、学年主任、養護教諭とする。ただし、事案に応じて、学級担任、当該担当者等を加える。
- ③ 活動内容としては、学校基本方針を策定し全教職員で共通理解を図ること、児童・保護者・地域に対して趣旨の理解を求めるここと、児童の実態や問題行動等の共通理解を図ること、発見されたいじめ事案があれば事実確認を行い今後の対応を決めて解決を図ること、被害児童・加害児童・保護者への丁寧な指導を行うこと、等に取り組む。

④ 年間計画	
ア. 調査等	
・児童いじめアンケート調査	学期に1回（年間3回）実施
・個人懇談会を通じた保護者からの調査	10月と2月（年間2回）
イ. 研修会	
・人権教育実践研修会	年間1回実施
・児童理解のための情報交換会	年間10回（職員会議時）実施

（2）保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりで、基本方針の内容等について情報発信し、啓発に努める。
- ② 学校協議会へ基本方針を提案したり、PTAへ説明を行ったりして、協力体制をつくる。
- ③ 地域諸団体や関連機関にも会議に参加要請し、研修を深めたり、協力体制を構築したりする場とする。

（3）取り組み内容の検証

- ① P D C Aサイクルにより取り組みの評価を行い、取り組みが適切であったか検証する。また、運営に関する計画に対する効果について検討する。
- ② 未然防止の推進・再発防止の取り組みの反省を行い、方法や内容の改善を行なう。

7. 重大事案への対処

- ① 生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いが把握されたときは、情報の収集に取り組み、直ちに学校の設置者である大阪市教育委員会に報告し、その判断に従って調査を行なう。指示によっては第三者の参加による組織構成となる。学校の対応としては、隠蔽しないこと、誠意ある対応を行なうこと、対応窓口の一本化が大切である。また、調査により判明した内容については事実関係の明確化を行なう。
 - ② 被害児童およびその保護者への適切な情報提供が大切である。
 - ③ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行なう。
 - ④ 被害児童からの聴き取りが可能な場合は、当該児童から十分に聴き取るとともに在籍児童や教職員に対する聴き取り調査を行なう。被害児童や情報提供した児童を守ることを優先する。加害児童への適切な指導を行なう。
- また、被害児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に直ちに着手する。結果を教育委員会に報告し、その後の対応と防止策について相談し取り組んでいく。